

消費生活 だより

廃品回収サービスのトラブル



Q 不用品の処分をしてもらおうと、投げ込みされたチラシの業

者に電話をしました。「費用は3万円くらい」と言われたのでお願いしましたが、当日30万円も請求されました。



A 「投げ込みチラシの業者に廃品回収を依頼したら高額な請求

を受けた」や「家上がりこみ、依頼していない物まで勝手に持って行かれた」などのトラブルも報告されています。

一般廃棄物の収集・運搬は、市町村の許可や委託を受けた業者しか行えません。安易に無許可の業者に処分を依頼することは、トラブルや不法投棄のもとになりかねません。チラシに「産業廃棄物処理業の許可」「古物商の許可」があると記載されているも、一般家庭の廃棄物を回収できる業者ではありません。

粗大ごみや不用品は、町のルールに従って処分しましょう。処分方法がわからない場合は、役場住民課に確認しましょう。

7月の消費生活相談



西濃6町のどこでも相談ができます。(予約優先)各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	7/5(火) 19(火)	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	7/12(火) 26(火)	☎43-0070
養老町	7/4(月) 22(金)	☎32-1108
神戸町	7/11(月) 25(月)	☎27-3111
輪之内町	7/7(木) 21(木)	☎68-0185
安八町	7/14(木) 28(木)	☎64-3111

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

あったかい 言葉がけ運動

たくさんのご応募ありがとうございます。
ご応募の中から一部を紹介いたします。(原文のまま掲載)

ある日、お母さんが「いっだって大好きだよ。私の子どもなんだから。」と言ったことが、私の心の中にあたたかく残っている。

【不破高3年】

ご飯を食べ終わって「ごちそうさま。うちのご飯が一番おいしい。また作ってね!」と毎回言ってくれるわが子。本当にうれしくなります。手の込んだ料理じゃないけれど、子どもに喜んで食べてもらうのが一番うれしいです。

【合原小保護者】

休日にボランティアで校庭の草刈りをしていると「子どもたちのために、ありがとうございます。」と声をかけてくださる方が何人もいらっしゃいました。保護者の方だけでなく、地域の方も学校や職員を気にかけてくださるので、とても温かい気持ちになります。

【宮代小教職員】

「あったかい言葉、何かあるかなあ?」と娘に聞いたとき、「私、生まれてきてよかった。お母さんの子どもに生まれてきてよかったよ。」と。娘の口から、そんな言葉を聞いたことがなかったので、びっくりしたのと嬉しかったので、書かせていただきました。生まれてきてくれて、ありがとう。

【垂井小保護者】

体育の時間、シューティングをしていた3年生男子生徒の側を、夜間解放での忘れ物を探しに来た親子が通りかかったとき、生徒の一人から「みんなシュート止めて!」と声がかかり、ボールの動きが止まりました。シュートしたボールが当たると危険だからという心遣いが、とても素敵でした。小さい子だったので、お母さんもとてもうれしそうでした。

【不破中教職員】

問 青少年健全育成町民会議 生涯学習課 社会教育係 ☎22-1154